

## 県のバス補助制度一覧

### 1 国との協調補助

地域間幹線系統確保維持費補助金 車両減価償却費等補助金

#### ○交付先

乗合バス事業者

#### ○補助対象

<地域間幹線系統確保維持費補助金>

次の要件を満たす見込みの路線

- ・ 三重県生活交通確保対策協議会が策定した「生活交通確保維持改善計画」に掲載されている
- ・ 平成 13 年 3 月 31 日時点の複数市町村にまたがっている
- ・ 広域行政圏の中心市町村等への需要に対応して設定されている
- ・ 1 日当たりの運行回数が 3 回以上
- ・ 1 日当たりの輸送量が 15～150 人
- ・ 1 日当たりの複数市町村（平成 13 年 3 月 31 日時点の）をまたぐ利用が 30%または 10 人以上
- ・ 経常収益が経常費用に達していない（赤字路線）

<車両減価償却費等補助金>

上記路線を運行するために購入した低床型車両の減価償却費

#### ○交付額・補助率

<地域間幹線系統確保維持費補助金>

次のいずれか少ない額の 1/2 以内

- ・ 経常費用見込額－経常収益見込額
- ・ 経常費用見込額の 9/20

<車両減価償却費等補助金>

購入車両（購入費の上限：1 両につき次の額）の減価償却費の 1/2

- ・ 実費購入予定費－1 円（備忘価額）
- ・ ノンステップ型 1,500 万円、ワンステップ型 1,300 万円、小型車両 1,200 万円

#### ○申請手続期限

補助金交付申請 11 月 20 日

## 2 県単補助

NPO等運営バス支援補助金

### ○交付先

NPO等によるバス運営に補助する市町

### ○補助対象

次の要件を満たす路線

- ・ NPO等による、事業者に運行委託する乗合バス運営または過疎地有償運送
- ・ 道路運送法の許可または登録を受けている
- ・ 国の補助を受けていない
- ・ 輸送対象または輸送目的が特定されていない
- ・ 経常収益が経常費用に達していない（赤字路線）
- ・ 運行維持のため市町がNPO等に補助金を交付している
- ・ 新規導入から3年以内

### ○交付額・補助率

次のいずれか少ない額の1/2以内（上限：1路線につき200万円）

- ・ 経常費用－経常収益
- ・ NPO等への市町補助額

### ○申請手続期限

路線認定申請 8月31日 補助金交付申請 11月20日